

三原村会計年度任用職員募集要項

受付期間 令和 8 年 7 月 15 日（水）から 7 月 31 日（金）まで

- (1) 身分 三原村会計年度任用職員（一般職非常勤職員）
- (2) 任用期間 令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (3) 選考方法 書類審査及び面接試験
- (4) 試験日 令和 8 年 8 月上旬から 8 月中旬の間の指定する日
- (5) 申込みについて

必要書類を三原村役場 総務課総務係まで郵送又は持参してください。
募集に関して不明な点等がありましたら、電話等にてお問い合わせください。

1.受験資格

- ・募集一覧の備考に記載の資格等を有する。
- ・地方公務員法第 16 条に掲げられる次の事項に該当しないこと。
- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 三原村職員として懲戒処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加わった人

2.報酬及び勤務条件等

- (1) 報酬（給与）は、条例等の定めるところにより、通勤に係る報酬、超過勤務に係る報酬、期末手当等がそれぞれの支給要件に対して支給されます。
- (2) 休日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始です。
- (3) 勤務時間等は別紙募集一覧をご確認ください。
- (4) 法定の社会保険制度を適用します。また、村の非常勤公務災害補償制度が適用されます。

3.服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事（副業・兼業）は適用除外です。ただし、職務専念義務や信用失墜行為禁止等の服務規律については適用となるため、事前に届出等が必要になります。

4.採用までの流れ

① 会計年度任用職員登録申込み

- ・以下の書類を 7 月 31 日（金）午後 5 時 15 分までに持参又は郵送（消印有効）してください。
郵送で申込む場合は、簡易書留により、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員受験申込」と記載してください。 ※持参する場合は土、日、祝日は受付できません。

（ア） 令和 8 年度会計年度任用職員登録申込書（指定様式）

（イ） その他必要書類がある場合はその書類（別紙募集一覧の備考欄参照）

※指定様式は役場 総務課 総務係で配布しています。

また村のホームページからもダウンロードできます。



② 選 考

- ・募集を行っている所属先で選考を行います。試験の日時については、受付期間終了後（7 月 31 日以降）に総務課からお知らせします。



③ 採 用

- ・選考結果は、総務課から受験者全員に通知します。
- ・合格者は令和 8 年 9 月 1 日以降に任用されます。
- ・受験資格がないことが明らかになった場合、虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。

5 その他注意事項

- ・この選考において提出された書類は一切返却しません。
- ・この選考において村が収集する個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

6.問い合わせ・受験書類提出先

住所 〒787-0892 高知県幡多郡三原村来栖野 346 番地

担当係 三原村役場 総務課 総務係（会計年度任用職員担当）

連絡先 電話：0880-46-2111 FAX：0880-46-2114